

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成30年度第2回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成30年12月12日(水) 午後6時30分～8時40分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、井原会長職務代理、西澤委員、尾崎委員、十時委員、永田委員、村野委員、横須賀委員、野澤委員、當麻委員、千葉委員、坂本委員、山口(和)委員</p> <p>(市事務局) 渡部市長 野口子ども家庭部長、瀬川子ども家庭部次長 【子ども政策課】谷村課長、吉原課長補佐、古田主査、上野主査、羽生主任、青柳主事、神原主事 【子育て支援課】嶋田課長 【子ども家庭支援センター】榎本課長 【子ども育成課】安保課長 【児童課】半井課長</p> <p>●欠席者：</p> <p>(委員) 大澤委員、山口(暁)委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>3. 諮問 (1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について</p> <p>4. 審議 (1) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について</p> <p>5. 報告 (1) 利用希望把握調査の実施状況について (2) 国の手引きに基づく「量の見込み」の算出方法について</p> <p>6. その他 (1) 児童クラブの学校施設の活用について (2) 意見交換(第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画にむけて) (3) その他</p> <p>7. 閉会</p>				
問い合わせ先	担 当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			

## 会 議 経 過

### 1. 開会

### 2. 事務連絡

### 3. 諮問

(1) 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について

《 東村山市長から諮問を行い、会長へ諮問書を授受。 》

《 東村山市長より挨拶 》

### 4. 審議

(1) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

#### ◎会長

本日はまず、前回会議で各委員より出された意見を踏まえ、私と職務代理で修正内容を確認し、事務局で取りまとめた平成29年度版進捗状況報告書について審議していただく。続いて報告事項として、利用希望把握調査の実施状況及び国の手引きに基づく量の見込みの算出方法について行政から説明を受けるが、審議事項ではないので、説明を受けてわからないところがあれば質問をしていただきたい。また、児童クラブの学校施設の活用について説明を受けた後の残りの時間は、ゆとりをもって次回以降の審議に進めるよう意見交換を通して情報共有していただく時間になる。なお、子ども・子育て支援事業計画は審議会等の意見を聴いて行政が作る計画であるため、全ての意見が反映されるわけではなく最終的な判断は行政が行うこととなる。これらを前提として審議に進みたい。

審議事項(1)について行政から説明はあるか。

子ども政策課主査より、**資料2-1**の修正箇所の説明として**資料2-2**のうち以下の事項を説明。

「P15(5)放課後児童健全育成事業 ②施設数」：委員の意見や施設数の達成度合いのみに着目した目標であること等を勘案し、総合評価を「B」から「A」に修正したこと。また、第2期計画では受入れ人数を確保するという計画本来の目的等を十分考慮した指標を検討していきたいこと。

「P17(7)乳児家庭全戸訪問事業」：【実績】に注記を記載したこと。

#### ◎会長

平成29年度版は細かい文言も含め整理し直し、理由を明確にした上で修正を行った。平成30年度版の作成にあたっては、これをモデルに評価を行うこととなる。内容に関しては、全体的に確保の方策と実績との乖離が少なく、0歳児については母数がそれほど増加しなかったため、待機児童数は少なく抑えることができた。この他、意見はあるか。なければ審議は以上とし、最終案の内容をもって決定としたい。

《 委員より異議なし 》

◎会長

それではそのようにさせていただくこととしたい。

## 5. 報告

(1) 利用希望把握調査の実施状況について

◎会長

行政より報告をしていただきたい。

子ども政策課主事より、資料3について資料4-1から資料5-6を参照しながら、以下の事項も含め報告。

■調査については、前回会議の際に了承していただいた通り、第1期調査の項目や方法等をベースとして、会長及び職務代理に承認いただいた内容で、既に実施していること。

■第1期計画の調査からの主な変更点として

①調査実施に伴い、回答者の疑問等を解消する取り組みとして、今回新たに市ホームページにおいて調査特設ページを開設したこと。

②本調査の回答に資する情報提供として、国が実施を予定している幼児教育・保育の無償化の制度概要についての参考資料を調査票に同封したこと。

③調査結果の集計にあたり、今年度は概ね調査事務に絞った委託契約を行っていること。(前回の調査は分析・コンサルティングを含んだ委託契約)

◎会長

委員より何か質問はあるか。

◎A委員

本調査及び補足調査の対象はどう選んでいるのか。

○子ども政策課主事

本調査については、住民基本台帳から無作為に抽出した小学生以下の児童の保護者を調査対象としている。また、補足調査については、施設の規模に応じて配布数を設定し、施設を通じて児童の保護者に無作為に配布している。

◎会長

サンプル数は前回の調査と同程度であり、前回と同様に、当市独自の調査を行うことできめ細かい調査を実施している。一般に行政が行う調査は回収率が30数%となりサンプル数が落ち込んでしまうものだが、こうした状況にならないよう、調査対象である各施設において問い合わせ対応や説明を行ってもらったり、今回新しく特設ページを開設したりする等、出来るだけ保護者からの協力が得られるよう努めていると思う。また、幼児教育・保育の無償化については、情報提供によって調査結果にバイアスがかかってしまうことも考えられるが、保護者にはきちんと情報を提供したうえで回答していただく方が良いだろうと考え、参考資料を添付し情報

提供を行った。  
他に質問はあるか。

◎B委員

ころころの森における調査票記入補助の実績について伺いたい。

◎C委員

前回調査時は3日間実施し14名、今回は2日間実施し1名の利用があった。日程が合わなかったり、既に回答してしまっていたり等の理由から利用者は少なかったが、行政職員がこのような取り組みを行うことそのものに、調査の周知や調査への協力促進としてとても効果があったと思う。

◎会長

行政から補足説明はあるか。

○子ども政策課長

調査対象である各施設で調査の案内等をしていただいていることもあり、総体としての成果は挙がっているとは認識しているが、一方で、調査票の提出先が調査委託業者であることへの問い合わせも複数あったことから、プライバシー意識の高まり等時代の変化に伴って、調査方法についても考慮して対応を図っていく必要があると認識しており、これは次回以降の課題と考えている。

◎会長

前回の回収率はどれくらいであったか。

○子ども政策課長

前は60%を超えており、一般的な無作為抽出による行政の調査と比べ非常に高い回答率であったと認識している。今回は、先ほど述べたような時代の変化もあることから、回収率の向上に向け頑張っているところである。

◎会長

文章が多いボリュームのある調査票や大規模な調査は、回答を後回しにされまったり、今の若い世代からは嫌厭されてしまいがちであるため、回収率が50%を超えれば御の字だと思う。

他に質問はあるか。

《 委員より質問なし 》

◎会長

ないということで次の報告事項に進む。

(2) 国の手引きに基づく「量の見込み」の算出方法について

◎会長

算出方法については大体のイメージはあるが、改めて行政より説明をしていただ

きたい。

子ども政策課主査より、国の手引きに基づく量の見込みの算出の趣旨、具体的な算出方法等について、資料7-1から資料7-3までをまとめた資料6を基に概要を説明。ポイントは以下の通り。

■算出結果には、保護者の就労や事業利用等への潜在的な希望についても設計上一定程度組み込まれていること。逆に、希望が達成されなかった時には算出結果とその実態に乖離が生じてしまう可能性があること。

■2号認定のうち、幼稚園利用希望が高い家庭である2号認定（幼稚園）については、1号認定（認定こども園及び幼稚園）の確保の方策としての記載も可能であるとされているが、どのように記載するかについては今後の議論の中で決めていく必要があること。また、幼稚園在園児を対象とする一時預かり事業に対する需要に関しても考慮する必要があること。

■教育・保育事業並びに時間外保育事業、放課後児童健全育成事業及び一時預かり事業（幼稚園在園児対象）については、同じ家庭の複数の需要をカウントすることのない設計になっていること。

■確保の内容として、一定の条件を満たせば企業主導型保育施設や幼稚園の一時預かり等を含めることが出来ること。

#### ◎会長

国の手引きに基づく量の見込みの算出については、2号認定（幼稚園）の考え方に複雑な部分があったり、企業主導型保育施設等を確保の内容に含めることができるといった前回とは異なる部分がある。前回と今回の相違点については他に、前回はファミリー・サポート・センターや子育てひろば等について保護者に十分な知識が浸透していない状況で計画を作成したが、今回は前回と比べ知識が浸透している状況での計画作成になることが挙げられると思う。また、前回はどここの市町村でも、震災直後ということもあり0歳児の保育や学童保育に対する需要が高く出てしまったり、有給休暇が取りにくい等の理由から病児保育に対する需要が高く出てしまい、現実的にその需要にどこまで対応するのかが計画作成にあたっての大きな論点となった。

委員から何か質問はあるか。

#### ◎B委員

補足調査の結果は量の見込みにどのように関係してくるのか。

#### ◎会長

前回は、国の手引きに基づいて算出した量の見込みが実態に沿っているかを本会議で話し合い、保護者の希望が過大に反映されてしまっている0歳児の保育や学童保育については下方修正を行った。また、病児保育についても下方修正を行っているが、他の市町村より受け入れ態勢を整えていたことから、あまり議論にならなかった。これに関して、行政から補足説明はあるか。

#### ○子ども政策課長

国の手引きに基づき算出する量の見込みは、本調査の集計結果に基づき統計学的な見地からいわば機械的に算出するものであり、前回、これと実態に乖離が生じた

ものについては下方修正を行ったが、学童保育のように、修正してもなお乖離が見られたものがあった。これを踏まえると、今回は、潜在的な希望を含んだ国の手引きに基づき算出する量の見込みと、潜在的な希望を含まない実際意思表示に至った行政の持つデータを合わせ検討することが重要となる。この中で、補足調査の結果は、行政の持つデータから推計値を算出する過程で検討材料となったり、国の手引きに基づき算出する量の見込みと行政の持つデータに基づき算出する推計値を比較する際の材料の一つになるものと認識している。

◎D委員

当市において、企業主導型保育施設の地域枠はどれくらいあるか。

○子ども育成課長

当市には企業主導型保育施設が2施設あり、ロンドなないろ保育園には定員20名のうち10名、むさしのSTAFF保育園には定員12名のうち6名の地域枠がある。

◎会長

全体の受け入れ枠に対し地域枠は半分程度あるのが現状である。  
他に質問はあるか。

◎職務代理

2号認定（幼稚園）をどう考えるか、企業主導型保育施設の地域枠、保育を必要とする児童の預かり需要に対応可能である幼稚園、一時預かり事業（幼稚園）による2歳児の受入れ等を確保の内容に含めるかどうか、について本会議で判断したうえで具体的な数値の算出を行っていくという理解で正しいか。

また、進め方については、機械的な方法で算出された量の見込みに対し、実績や補足調査の結果を踏まえて補正していくという理解で正しいか。

○子ども政策課長

全体の進め方については、国が定める一定のルールに基づき算出される量の見込みと行政の持つ様々なデータを比較検討しながら補正を行っていくことになるかと思う。

これとは別に、国のルール上、1号認定の確保の方策に含めても2号認定の確保の方策に含めても良いと国から示されている2号認定（幼稚園）の取扱い等の要素もある。これらをどちらに含めた方が妥当かということについては、国の算定ルール上含めていくのかといった議論をしていただくことになるのではないかと考えている。

◎会長

第1期計画作成時は、統計学的には正しいとされる数値を参考に、委員の意見から地域の実情を把握しながら量の見込みをどう設定するか議論を行った。その後、設定した量の見込みについて、量と質の両面から評価を行う等の対応を行ってきた。

第2期計画の作成にあたっては、第1期計画の結果等も踏まえながら検討を行い、量の見込みを設定していくことになるかと思う。一例として、0歳児の保育需要について、1歳児の保育需要を超えた算出結果が出てしまったことを受け、若年層の

共働きの夫婦が育児休業を取得すること等を考慮し、下方修正を行ったり、学童保育に対する需要について、学童保育を利用させたいという親の希望とは異なり、児童自身の希望により塾や開放された校庭等を利用する可能性があることを考慮し、需要はそれほど高くないだろうと見込むことが挙げられる。

他に意見はあるか。

#### ◎E委員

保護者の中には地方から上京してきた人も多く、その中には東村山市に認定こども園があるため転居してきたという人もいる。これは、少子化が進む地方において、例えば保育所の存続のため他の園と統合し認定こども園になったり、幼稚園が通えない程遠方にあるが幼稚園を利用したいと考える保護者が一定数いる状況を踏まえ保育所が認定こども園になったり等、幼稚園や保育所の認定こども園化が非常に進んでいることが要因の一つであると考えられる。これを踏まえ、今後、事業計画の作成にあたっては、例えば幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園（接続型）を検討する事業者の判断に資するよう、保育所の設置と教育・保育の一体的提供についての考え方の整理を行うといいと思う。

#### ◎会長

認定こども園は親の就労状況の変化による転園が必要ないため保護者にとっては利用しやすい。これを考えると、単純に幼稚園か保育所かだけで議論を進めることはできない。2号認定に関しては、算出方法も含め様々な議論をしていくことになると思う。

他に意見があれば伺いたい。

#### ◎F委員

1号児が2号児と同程度の時間だけ一時預かりを利用する状況が今後はもっと増えていくと思う。これを踏まえ、一時預かりを実施する幼稚園に対して補助を出していければ、保護者の選択肢がもっと広がると思う。

#### ◎会長

出来るだけ委員の意見から地域の実情を把握しながら数値を出し、それに補正を行っていくことでより実態に近い見込みを立てていきたい。

他に質問はあるか。

《 委員より質問なし 》

#### ◎会長

報告事項については以上とする。

### 6. その他

(1) 児童クラブの学校施設の活用について

#### ◎会長

行政から説明を伺いたい。

◀ 児童課長より、資料8を基に今後予定している整備内容について概要を説明。 ▶

◎職務代理

これについて質問したいことはあるか。

◀ 委員より質問なし ▶

◎会長

6（1）については以上とする。

（2）意見交換（第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画にむけて）

◎職務代理

残りの時間は意見交換を行う。今後の審議をどう行っていくか等自由に意見を述べていただきたい。

◎G委員

現在保育所を利用している保護者から、幼児教育・保育が無償化するならば一時預かり等の支援が充実している幼稚園を利用したいという話をよく聞く。このように考える保護者は今後さらに増えていくと思う。そうすると、幼稚園は保育所より年間休日が多いことから、ファミリー・サポート・センターや一時預かり等の需要が予想以上に増える可能性があり、前回と同様に量の見込みを立ててしまうと実態と合わなくなってしまう可能性があると思う。

◎会長

今後は、現場での実感から想定される保護者の希望と、調査で吸い上げた保護者の潜在的な希望を比較しながら見込みを立てていくことになると思う。

◎C委員

量の見込みは教育・保育の推進に主眼を置いて検討されるものだと思うが、当市の子育て支援施策を総合的に推進することが本会議の役割であることを踏まえると、地域子育て支援拠点事業等一部の量の見込みにしか反映されない在宅で保育を行う保護者の意向についても考慮していきたい。

◎会長

前回は、13事業等の市が実施している事業を知らない保護者が一定数いたこともあり、調査票が届かなかった家庭は市の実施事業を知ることが出来ずにいるのではないかという議論もあった。いずれにしても、より良い子育て支援のために市がしていくべきことはなにかということ念頭に置きながら審議を行っていきたい。

◎H委員

近頃、子育てひろば等を利用しなければ子どもを遊ばせられないという保護者が増えてきたように感じる。今後は、家庭での子育ての楽しみ方を保護者に伝える場の提供についても検討していければいいと思う。



◎D委員

G委員の意見にもあったように、夏休み等の幼稚園の長期の休園期間に一時保育の利用を希望する保護者は今後増えていくと思う。一方で、一時保育を利用する幼稚園在園児は、かつてと比べるとだいぶ減った。これは幼稚園における一時預かりの充実が理由だと考える。

在宅で子育てを行う保護者への支援については、各保育所で行っている取り組みを充実させていければいいと思う。

この他に、平成30年から平成31年にかけて実施される2か所の公立保育所の民間移管に伴い、私立保育所の利用児童数が若干増えることから、今まで以上に私立保育所の質を高めていきたい。

◎F委員

H委員の意見に関しては、自由に家庭等で遊んできた実体験が保護者自身に欠けていることを理解したうえで支援を考える必要がある。

一時保育を利用する幼稚園在園児の数に関しては、確かに幼稚園における一時預かりの充実により減少してきているが、これは幼稚園の経営努力によってもたらされたものである。しかし、昨年度の幼稚園に対する補助金額は保育所と同程度の日数開所したにもかかわらず50万円であった。幼稚園における一時預かりの充実が保護者と児童の安心につながることは喜ばしいことであり、環境をより良くしていきたいと思うが、幼稚園教諭の人材確保や施設整備にはコストがかかるという実態もあるので、幼稚園における一時預かりを保育に欠ける児童の受け皿として捉え、更なる補助の導入を検討していただきたい。

◎会長

行政からの支援がなければ、幼稚園が十分に保育所の役割を補うことができないという意見だと思う。

◎E委員

平成30年の出生数は90万人台になるとの推計があるが、このままいくと今の子ども達が大人になった時には出生数が20万人強まで落ち込み、保育所も幼稚園も定員割れを起こす可能性がある。このようなことが見込まれる中で、待機児童対策もしていかなければならないとなると、事業者は付帯事業を実施する等本体事業で定員割れを起こしても耐えうる経営を検討していかなければならない。子ども・子育て支援事業計画はたった5か年の計画ではあるが、例えば小学校や幼稚園に保育環境を整える等、地域全体における既存施設のシェアリングのような発想をもって、互いに生き残っていけるように、長期的な視点で第2期計画を考えていく必要があると思う。

◎会長

出産可能年齢がシフトした場合どう対応していくか、仮に多文化共生社会になり保育所等を利用する外国人の児童が増えた場合どう対応していくのが課題として挙げられると思う。また、一部の市町村で保育所の定員割れが起きている多摩地域で、保育所を作るとなると、保育事業から撤退後その施設を高齢施設に転用できるような民間企業でなければ厳しい。このような課題も含めて今後を考えていくことが市にとっても各施設にとっても必要である。

I委員から何か意見はあるか。

◎I委員

施設に限らずどこであっても児童が安全に遊ぶことができるような地域づくりを地域全体でしていければ良いと思う。

◎会長

J委員から何か意見はあるか。

◎J委員

在宅で保育を行う保護者のために、子育て情報誌に載っていないような施設も含め多様な預け先を提供していけたらいいと思う。

◎会長

K委員はどうか。

◎K委員

幼稚園を利用する保護者は、子どもの帰宅時間が早いこともあり、生活にゆとりが持てない。また、幼稚園では様々な教育を受けることができ、それはいいと思うが、預かり保育の利用希望を出しても断られたり、金銭面での保育所との差を考慮すると幼稚園と保育所が公平であるとは言えないと思う。

◎A委員

進捗状況報告書には、時間外保育事業の今後の取組の方向性の欄に20時までの延長保育について拡充を図っていくとあるが、これ以上増やす必要はないと思う。13時間保育を必要とする保護者が13時間保育を実施している施設に優先的に入れるシステムを作ることが出来れば、祖父母に預けたり2つの保育所を利用する必要がなくなるため、拡充というよりはシステムを作っていければいいと思う。

◎B委員

出産のタイミングによって保育所の入りやすさが変わってしまうという実態があり、これは第2子・第3子の出産を検討する保護者にとって負担になってしまっている。出生数を増やすためにも、この課題の解消についても考慮していければ良いと思う。

◎職務代理

具体的に計画を作る前に、いつまでにどうあってほしいのかを考えると良い。また、安全に育てたい等といったことをどう考えるか念頭に置きながら量の見込みを算出していければ良いと思う。

◎会長

量をどうするのかだけでなく、質についても念頭に置きながら審議していきたい。他に意見はあるか。

◀ 委員より質問なし ▶

◎会長

6(2)については以上とする。

(3) その他

《 事務局より次回（第3回）会議は、年明け1月下旬以降となる見込みである 》  
旨、説明。

7. 閉会